

## 第一新開団地ガス供給事業者募集要項

### 1. ガス供給事業者募集の目的

現在、建替事業実施中の第一新開団地において、ガス事業法に基づくガス供給事業を行う事業者を募集し、安全で安定したガスの供給、及びガス供給に関する住民サービスの向上を図ることを目的としています。

### 2. 事業対象施設の概要

・所在地：松山市北条辻957番地 ほか

・構造戸数：RC造 104戸(1期 8階建て：62戸+集会所、2期 7階建て：42戸)

【ガス給湯器参考：住戸(20号瞬間型)、集会所(18号瞬間型)】

・工期：令和5年1月～令和6年6月30日(1期工事)

・管理開始：令和6年6月予定(1期工事)

なお、2期工事(RC造7階建て42戸)として、令和6年度～令和8年度に当該建物に増築する予定があるため、1期・2期をあわせて同一事業者が供給することとします。

### 3. 事業者が行う業務及び経費等

(1) 特定ガス発生設備工事申込に関する覚書等を、市及び建設を担当する愛媛県と締結したうえで、事業者負担により団地敷地内の指定する位置に特定ガス発生設備等を設置してください。【別図参照】

(2) 事業者は市と協議を行い「ガス供給に関する契約書」を締結してください。【別紙契約書案】

(3) 特定ガス発生設備等の設置に伴う市所有地の使用については、事業者が地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき許可を受けた後、工事に着手することとし土地使用料を負担してください。【別紙ガス供給設備行政財産使用料算定(試算)及び松山市行政財産の使用料徴収条例参照】

(4) 国への申請等に係る経費は申請者が負担してください。

### 4. 申請資格等

(1) ガス事業法に基づく登録を受けたガス販売所を設置しており、市内に本店又はガス主任技術者が常駐する事業所のある法人その他の団体(以下「法人等」という。)

(2) 現にガス事業法に基づくガス供給事業者である法人等

(3) 次のいずれにも該当しない者であること

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に

基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

- ウ 松山市及び松山市公営企業局から入札参加資格停止措置又は入札参加資格回避の措置を受けている者
- エ 松山市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者
- カ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている者
- キ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条第2項又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

## 5. 募集要項の配付等

### (1) 配付期間

令和5年9月11日(月)から令和5年9月29日(金)までの執務時間中  
(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、9月18日(月・祝)を除きます。)

### (2) 配付場所

松山市二番町四丁目7-2 松山市役所本館7階住宅課 計画・整備担当  
又は「松山市ホームページ」「住宅課」のページよりダウンロードしてください。

#### 【ホームページアドレス】

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/jutaku.html>

### (3) 質問期間

令和5年9月11日(月)から令和5年9月20日(水) 午後5時15分まで。

### (4) 質問方法

質問事項を記載した質問票【様式1】をFAX又は電子メールにより、松山市役所都市整備部住宅課計画・整備担当あてに提出してください。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

### (5) 回答方法

質問期間中に受け付けたものは、随時、松山市のホームページに掲載します。

## 6. 申請の手続

応募者は、次により申請に必要な書類を提出してください。(別紙一覧表参照)

(1) 申請書類

- ア ガス供給事業者応募申請書【様式 2】
- イ 宣誓書【様式 2-2】
- ウ 第一新開団地ガス供給事業に関する事業計画書【様式 3】
- エ 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- オ 申請者の概要を記載した書類【様式 4】
- カ 役員名簿
- キ 市民税について、未納の税額がないことの証明書
- ク 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- ケ 印鑑証明書
- コ 申請書類のうち該当のないものについての申立書【様式 5】

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部(副本は複写可)

(3) 提出期間

令和 5 年 9 月 11 日(月)から令和 5 年 9 月 29 日(金)までの執務時間中  
(月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、9月18日  
(月・祝)を除きます。)

(4) 提出方法

松山市役所都市整備部住宅課計画・整備担当へ持参し、提出してください。(郵送不可)

(5) 提出書類の著作権、情報公開等

- ア 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、松山市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- イ 申請のあった法人等の名称等は、公表します。
- ウ 申請書類は、松山市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- エ 提出された申請書類は、当該施設のガス供給事業者の選定以外の目的には使用しません。
- オ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、の他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(6) 留意事項

- ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、松山市から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- イ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ウ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式 6】を提出してください。

7. 事業者の選定

(1) 選定方法

事業者の選定は、庁内に設置した選定審査会で審査し、市長が選定します。

(2) 選定結果の通知及び公表

事業者の選定結果は、すべての申請者に対して書面で通知した後、松山市のホームページ等で公表します。

(3) 選定評価項目

1. 災害及び事故等の緊急時の速やかな対応
  - ① 団地を担当するガス主任技術者が常駐する事業所と団地との距離
  - ② 当該事業所に常勤するガス主任技術者の数
  - ③ 緊急時(休祭日夜間を含む)の体制・対応
2. 安全で安定した供給
  - ④ ガス供給事業での供給戸数実績
  - ⑤ ガス工作物等の保安体制・対応
3. 住民サービスの向上
  - ⑥ 燃焼機器等の安全点検サービス
  - ⑦ 住民の安全意識の啓発
  - ⑧ ガス料金

8. 選定業者の責務等

- (1) 年内の国への許認可等手続きの完了
- (2) 上記 6 ( 1 ) で提出した申請書に記載された内容の担保
- (3) 上記( 1 )、( 2 )が反故にされた際は、次点の業者を選定する場合がある。

<提出先・問い合わせ先>

松山市役所都市整備部住宅課 計画・整備担当  
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7-2 本館 7 階  
電話:089-948-6503  
Fax :089-934-8723  
E-mail:juutaku@city.matsuyama.ehime.jp